

市第97号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政策経営局」を「政策経営・国際戦略局」に、

「 総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 危機管理及び市民の安全に関する事項
- (3) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (4) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

財政局

- (1) 財務に関する事項

国際局

- (1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」を

- 「(3) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

行財政局

- (1) 行政運営の改革並びにデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
- (2) 財政に関する事項
- (3) 職員の進退、身分及び給与に関する事項

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 税務及び管財に関する事項
- (4) 他の局の主管に属しない事項

防災・危機管理統括本部

- (1) 防災及び減災、危機管理並びに市民の安全に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

に、

「(2) 広聴及び人権に関する事項」

を

「(2) 広聴及び人権に関する事項
(3) 国際平和に関する事項」

に、

「(2) 保健及び衛生に関する事項」

を

「(2) 保健及び衛生に関する事項

資源循環局

- (1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

都市整備局

(1) 都市の計画及び整備に係る総合的な企画、調整及び推進に
関する事項」
に、
「 資源循環局
(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項
建築局
(1) 都市計画、建築及び住宅に関する事項
都市整備局
(1) 都市の整備に関する総合的な企画、調整及び推進に関する
事項
道路局
(1) 道路に関する事項」

を
「 建築局
(1) 建築及び住宅に関する事項
道路・交通政策局
(1) 道路及び交通政策に関する事項」

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(横浜国際港都建設審議会条例の一部改正)
- 2 横浜国際港都建設審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第83号）の一部を次のように改正する。
第7条中「政策経営局」を「政策経営・国際戦略局」に改める

◦

(横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部改正)

3 横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例（昭和43年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局」を「行財政局」に改める。

(横浜市財産評価審議会条例の一部改正)

4 横浜市財産評価審議会条例（昭和39年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条中「財政局」を「総務局」に改める。

(横浜市都市計画審議会条例の一部改正)

5 横浜市都市計画審議会条例（昭和44年11月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建築局」を「都市整備局」に改める。

(横浜市交通安全対策会議条例の一部改正)

6 横浜市交通安全対策会議条例（昭和46年6月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

(横浜市自転車等施策検討協議会条例の一部改正)

7 横浜市自転車等施策検討協議会条例（平成26年9月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第9条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

(横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例の一部改正)

8 横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例（平成26年9月横浜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

(横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例の一部改正
)

9 横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例（令和4年9月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

提案理由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

政策経営・国際戦略局
政策経営局

- (1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項
(2) 広報に関する事項
(3) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

行財政局

- (1) 行政運営の改革並びにデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
(2) 財政に関する事項
(3) 職員の進退、身分及び給与に関する事項

総務局

- (1) 議会に関する事項
(2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
危機管理及び市民の安全に関する事項
(3) 税務及び管財に関する事項
条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
(4) 他の局の主管に属しない事項
職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項

- (5) 他の局の主管に属しない事項

防災・危機管理統括本部
デジタル統括本部

- (1) 防災及び減災、危機管理並びに市民の安全に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

企画、調整及び推進に関する事項
事項

財政局

(1) 財務に関する事項

国際局

(1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

市民局

(1) 市民活動及び区政に関する事項

(2) 広聴及び人権に関する事項

(3) 国際平和に関する事項

(省略)

資源循環局

(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

都市整備局

(1) 都市の計画及び整備に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

(省略)

資源循環局

(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

建築局

(1) 建築及び住宅に関する事項

都市計画、建築及び住宅に関する事項

都市整備局

(1) 都市の整備に関する総合的な企画、調整及び推進に関する事

項

道路・交通政策局

道路局

(1) 道路及び交通政策に関する事項

道路に関する事項

(省略)

横浜国際港都建設審議会条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営・国際戦略局において処理する
政策経営局

。

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行財政局において処理する。
総務局

横浜市財産評価審議会条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、総務局において処理する。
財政局

横浜市都市計画審議会条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局において処理する。
建築局

横浜市交通安全対策会議条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \hline \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第 8 条 対策会議の庶務は、道路・交通政策局において処理する。
道路局

横浜市自転車等施策検討協議会条例（抜粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、道路・交通政策局において処理する。
道路局

横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例（抜粋）

)

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、道路・交通政策局において処理する。
道路局

横浜市道路トンネル工事技術提案等評価委員会条例（抜

粋）

$$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現行} \end{array} \right)$$

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、道路・交通政策局において処理する。
道路局